

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

平成31年2月1日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
D C Mカーマ北方店 Aゾーン
本巣郡北方町高屋字東丸内86番4 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社
代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町2丁目4番1号